2012 年 2 月 26 日　改訂

ふくしまキッズ実行委員会規約

（名称）

第１条　この団体は「ふくしまキッズ実行委員会」とする。

（所在地）

第２条　この団体を次の所在地に置く。

福島県東白川郡鮫川村大字赤坂東野字葉貫５７番地

（設立目的）

第3条　福島第一原発の事故問題への対応のために、「ふくしまキッズ夏季林間学校」及び、「ふくしまキッズ地域学校」の活動に取り組む民間団体の協力連携を図り、行政への提案・協議を行う任意機関として「ふくしまキッズ実行委員会」（以下「実行委員会」という。）を設置する。

（事務局）

第 4 条　実行委員会の事務局は、子どもを守ろうプロジェクト協議会（ＳＯＣＣ）に置き、実行委員会が業務を委託するものとする。事務局は実行委員会の事務業務・会計業務の全般を行い、また、運営会議の開催ごとに議事録を作成し、その管理を行う。

（活動内容）

第５条　実行委員会は、次の活動を行う。なお、具体的な事業活動の推進に当たっては別途に規約を定め、その規約に応じて運営を行う。

（１）長期休暇、および土日の林間学校を主催し、林間学校事業すべての意思決定を行う。

（２）林間学校事業の実施に向けて民間団体、企業への支援提案を行い、行政との協力関係を作り出すとともに、林間学校事業へ広範な市民の参加を促進する活動を作り出す。

（３）林間学校事業の決算を行い、林間学校事業に協力していただいた関係者に活動報告を行う。

（基本理念）

第６条　実行委員会は以下の基本理念を基に活動を進める。

（１）実行委員会は子どもたちを福島第一原発の事故問題から守り、子どもたちの健全育成と学ぶ権利を支援することを目的とする。

（２）実行委員会は活動を通して、民間団体、企業、広範な市民の協力関係を作り出し、共助を基本とした社会を作り出すことを目的とし、行政と連携して活動を進めていく。

（組織・会議）

第７条　実行委員会は林間学校事業を担う各団体から委員を出し、その意思決定は委員全員が出席する「実行委員会」で行う。ただし、定足数は定めない。

２　実行委員会は委員の中から以下の役員を選出し、実行委員会を代表して運営を指揮する。

（１）委員長　　　１人　　（２）副委員長　１人

３　実行委員会の委員長は林間学校事業呼びかけ人の進士氏が務め、任期は林間学校事業の終了までとする。また、委員長不在の場合は委員長代行として、副委員長を委員の互選で選出する。

４　実行委員会の召集は、委員長が必要に応じて開催する。

（参加団体）

第 8 条　実行委員会へ参加を希望する団体の選定は実行委員会の承認を受けて決定する。また、実行委員会から除名する場合も実行委員会で協議して、その承認を受けて決定する。

（会費等）

第 9 条　実行委員会は固定の会費などを徴収せず、必要に応じて費用を会員から徴収する。
（委任）
第 10 条　当該年度以降に実施する夏季林間学校事業の継続活動など、この規約に定めるものの他に、実行委員会の運営に関する必要な事項は、実行委員会で協議し、委員長が別に定める。
（設立年月日）
第11条　　本会の設立年月日は、平成 24 年 2 月 26 日とする。
（規約施行日）
第12条　　本会則は、平成 24 年 4 月 1 日より施行する。

（付記）
平成 24 年 2 月 26 日に実行委員会を開催し、以下のように委員会を構成することを決定した
委員長：進士徹（ NPO あぶくまエヌエスネット理事長）
副委員長：吉田博彦（ NPO 教育支援協会代表理事）事務局長
実行委員：宮本英樹（ NPO ねおす専務理事）
　　　　　安江こずゑ（ NPO 教育支援協会北海道代表理事）
監査委員：金野栄太郎（公認会計士）
　　　　　立川直樹（あづさ監査法人部長）